

2. 介護保険制度等に関する基礎知識

2.1 介護保険制度等の考え方と仕組み

(1) 形式

- ・ 講義

(2) 時間

- ・ 2時間

(3) 講師要件

- ・ 高齢者保健福祉を担当している行政職員、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

(4) 目的

- ・ 介護保険制度等の目的と、基本的な仕組みを理解する。
- ・ 地域包括ケアに係る関連施策について理解し、福祉用具専門相談員はその担い手の一員であることを自覚する。
- ・ 地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務について理解する。

(5) 到達目標

- ・ 介護保険制度等の理念、給付や認定の方法及び介護サービスの種類・内容を列挙できる。
- ・ 地域包括ケアの理念を概説できる。
- ・ 地域包括ケアシステムの構成要素と、支える主体を列挙できる。
- ・ 地域ケア会議の役割・機能を概説できる。
- ・ 地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務を列挙できる。

(6) 内容

○ 介護保険制度等の目的と仕組み

- ・ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の理念(尊厳の保持、自立支援、利用者選択と自己決定等)
- ・ 介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス提供、費用負担等)
- ・ 介護サービスの種類と内容 ※最新の情報を踏まえたものとする。
- ・ 介護サービスのテクノロジー活用推進の動向(科学的介護情報システム(Long-term care Information system For Evidence。以下「LIFE」という。)等)
- ・ 高齢者・障害者の保健・福祉に関連した制度(障害者総合支援法等)の概要

○ 地域包括ケアシステムの考え方

- ・ 地域包括ケアの理念(住み慣れた地域での生活の継続、包括的な支援等)
- ・ 構成要素(医療・介護・予防・住まい・生活支援)と多様な支え方(自助・互助・共助・公助)

- ・ 地域ケア会議の役割・機能
- ・ 医療・介護に関わる各専門職の役割

(7) 事前準備と心構え

- ・ 介護保険法について、最新の正確な情報を確認して講義にあたる。(最新情報を厚生労働省 HP にて確認し、古い情報を伝えることのないように留意する。)
- ・ 法令や条文の記述は理解が難しい表現となっていることが多いため、専門用語や日常的に使用しない用語については、かみ砕き分かりやすく変換して伝える準備をして講義にあたる。
- ・ 介護保険制度を理解できるようにする科目ではあるが、福祉用具専門相談員として知っておくべき内容に留めるよう配慮する。
- ・ 地域包括ケアシステムに関しては、地域格差があることを理解したうえで、全国的に共通する事例等を準備し講義にあたることが望ましい。

(8) 指導の視点

- ・ 介護保険法の目的と基本理念の理解は、介護サービス事業者にとって必須である。条文から尊厳保持・自立支援・利用者選択と自己決定について理解を促すと同時に、介護サービス利用時のどのような場面にその基本理念が反映されているか、具体例を挙げて理解を促すことが望ましい。(具体例は福祉用具貸与や特定福祉用具販売に限らず、他のサービスや介護の場面を連想しながら関連付けるもので構わない。)
- ・ 介護保険制度においては、最新の情報を伝える。
- ・ 介護サービス利用に係る大まかな流れ(申請～サービス利用)について簡潔に伝える。
- ・ 介護サービスにおけるテクノロジー活用の現状、今後の展望について概要を説明し理解を促すことが望ましい。(LIFE の目的・介護ロボットや ICT 等の介護テクノロジー導入や活用の事例等)
- ・ 介護保険法以外の高齢者・障害者に関する保健福祉制度があることを理解できるようにする。
- ・ 地域包括ケアシステムを学ぶ際には、理念や構成要素において福祉用具専門相談員がどのような立場・役割を持って関わることとなるのか、地域ケア会議の機能等にも関連付けて伝えることが望ましい。

<他科目との関係性>

- ・ 「1.2 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理」では、医療職からの情報収集や他の介護職との協働の必要性や、チームアプローチと多職種連携の重要性を理解できるようにすることに主眼を置いて講義を行うこととしているため、本科目では介護保険制度や地域包括ケアシステムにおける多職種連携の重要性を理解できるようにすることに主眼を置いて講義を行う。

(9) 講義の進め方

以下に本科目の進め方の例をお示しします。講義内容、時間配分の参考にしてください。

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
導入 (5分)	あいさつ 本科目を学ぶ意義の説明 目的と到達目標の共有	本科目を学ぶ意義を伝え、目的と到達目標を共有する。	—
テーマ1 (45分)	○介護保険制度の目的と仕組み ・介護保険法の理念 ・介護保険制度の仕組み ・介護サービスの種類と内容 ・介護サービスのテクノロジー活用推進の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法第1条を用いて、理念である「尊厳の保持」「自立支援」「利用者選択と自己決定」等の理解を促す。 ・基本となる認定の流れや給付について概要がつかめるよう伝える。(福祉用具貸与や販売を例にしながら説明するとよい) ・介護サービスの種類とその内容について、そのサービス対象となる利用者の状態像も含め「どのような人が、どのような目的でそのサービスを使うのか」という視点で展開することが望ましい。 ・LIFE、介護ロボットやICTなどの介護テクノロジーの「現状」と「これから」の介護サービスにおけるテクノロジーの活用について概要を伝える。 ・LIFE、ケアプランデータ連携システムについては、その目的と概要を説明する。 	講義
テーマ2 (15分)	○高齢者・障害者の保健・福祉に関連した制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者への制度が介護保険制度以外にも存在していることを説明する。 ・老人福祉法・高齢者医療制度・障害者総合支援法の概要を説明する。 ・老人福祉法・障害者総合支援法 	講義

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
		と福祉用具の位置付け・取り扱いを説明する。(老人日常生活用具・補装具・日常生活用具給付事業)	
テーマ3 (45分)	○地域包括ケアシステムの考え方 ・地域包括ケアの理念 ・構成要素と多様な支え方 ・地域ケア会議の役割・機能 ・医療・介護の各専門職の役割	・共生社会の実現と地域包括ケアの関連性や介護予防・日常生活支援総合事業にも触れながら「自助・互助・共助・公助」の理解を促す。 ・地域ケア会議と多職種連携について、具体的事例を挙げながら説明することが望ましい。	講義
まとめ (10分)	介護保険制度の基本的な仕組みの理解 地域包括ケアシステムの理解	目的・到達目標の理解度の確認の機会とする。	講義

(10) 教材・参考資料

- ・ 都道府県及び市町村において配布されている「介護保険について」等のパンフレット
- ・ 厚生労働省「科学的介護情報システム(LIFE)について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html

(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 科学的介護情報システム(LIFE)について)

(11) 確認ポイント

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 介護保険制度の理念、認定の流れやサービスの種類・内容を説明できる。
<input type="checkbox"/> 介護保険制度以外の高齢者・障害者関連施策を知っている。
<input type="checkbox"/> 地域包括ケアシステムについて理念・構成要素を説明できる。
<input type="checkbox"/> 地域ケア会議の機能を理解できている。
<input type="checkbox"/> 地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務を理解できている。 |
|---|

2.2 介護サービスにおける視点

(1) 形式

- ・ 講義

(2) 時間

- ・ 2時間

(3) 講師要件

- ・ 高齢者保健福祉を担当している行政職員、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

(4) 目的

- ・ 介護サービスを提供するに当たって基本となる視点を修得する。
- ・ ケアマネジメントの考え方を踏まえ、福祉用具に係るサービスの位置付けや多職種連携の重要性を理解する。

(5) 到達目標

- ・ 利用者の人権と尊厳を保持した関わりを持つうえで配慮すべき点について列挙できる。
- ・ ケアマネジメントや介護予防、多職種連携の目的を概説できる。
- ・ 居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性を概説できる。
- ・ 国際生活機能分類(International Classification of Functioning, Disability and Health。以下「ICF」という。)の考え方を概説できる。

(6) 内容

- 人権と尊厳の保持
 - ・ プライバシー保護、ノーマライゼーション、クオリティ・オブ・ライフ(Quality Of Life。以下、「QOL」という。)の意義
 - ・ 虐待の防止措置(早期発見の努力義務、通報の義務、発見から通報までの流れ)
 - ・ 身体的拘束の禁止と緊急やむを得ない場合の対応
- ケアマネジメントの考え方
 - ・ ケアマネジメントの意義・目的(人間の尊厳、自立支援及び自己決定・自己実現)
 - ・ ケアマネジメントの手順(アセスメント、居宅サービス計画作成、サービス担当者会議、説明と同意及びモニタリング)
 - ・ 居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等との関係性
 - ・ 介護予防の目的と視点
 - ・ ICF の考え方
 - ・ 多職種連携の目的と方法(介護に関わる専門職の種類と専門性及びサービス担当者会議、退院

退所前カンファレンス等における医療・介護職からの情報収集や連携の具体例)

(7) 事前準備と心構え

- ・ 福祉の視点を持って講義を展開できるよう、講師自身がノーマライゼーションの理念、福祉の概念を理解していることが前提である。
- ・ 高齢者虐待の相談・通報件数や虐待判断件数等、最新の情報を収集したうえで講義にあたることが望ましい。
- ・ 「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」や、介護保険法上の虐待防止、身体的拘束禁止に係る規定等を確認しておく。
- ・ ICF の考え方を解説するために、例えば同一人物を国際障害分類 (International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps. 以下「ICIDH」という。) と ICF で比較しながら説明する等、具体的な事例を用意することが望ましい。

(8) 指導の視点

- ・ 人権・尊厳の保持等、非常に重要な視点となるため、日常の出来事などを当てはめながら、実は身近なテーマであり、当たり前のことであると受講者が気づけるようにすることが重要である。
- ・ ノーマライゼーション・QOLといったものも言葉だけの理解に留まらないよう、日常生活の一部を例にして伝えるなど、受講者の理解が深まるように講義を展開する。
- ・ 虐待防止の理解では、虐待の種類や通報の在り方 (通報義務) 以外にも、サービス提供者が意図せず虐待に該当する行為をしてしまう例なども伝えながら、虐待防止に対する理解を深められるようにする。
- ・ 「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」等を用いて身体拘束に該当する行為を正しく理解し、福祉用具が身体拘束の道具として扱われる危険性があることを理解できるようにする。
- ・ 安易な身体拘束は、ADL の低下のみでなく、尊厳を脅かし、QOL の低下を引き起こすことにも気づくことができるよう、講義を展開する。
- ・ ケアマネジメントの過程、PDCA サイクルの理解、居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等のつながりが具体的に理解できるように説明する。
- ・ 特にケアマネジメントの過程における多職種連携においては、サービス担当者会議や退院・退所前カンファレンス等における医療・介護職からの情報収集や連携の具体例を挙げ、実際にイメージできるよう促す。
- ・ ICF、多職種連携については様々な分野と関連する重要な内容であるため、他の科目でも学習し、理解を深める必要性があることを伝える。

<他科目との関係性>

- ・ ICFの理解については、「3.3 高齢者の日常生活の理解」の科目においても触れるため、本科目では、介護サービスは「生活を支えるサービス」であることを理解できるように講義を行う。

(9) 講義の進め方

以下に本科目の進め方の例をお示しします。講義内容、時間配分の参考にしてください。

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
導入 (5分)	あいさつ 本科目を学ぶ意義の説明 目的と到達目標の共有	本科目を学ぶ意義を伝え、目的と到達目標を共有する。	—
テーマ1 (40分)	○人権と尊厳の保持 ・ノーマライゼーション ・QOL ・プライバシー保護 ・虐待防止と身体拘束禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な用語が多いが、理解できるように、分かりやすい表現に置き換えて気づきを促すよう伝える。 ・プライバシー保護は日常生活の場面の例に留まらず、介護サービスにおける例を挙げながら説明する。 ・介護保険法に基づいて、虐待防止・身体的拘束禁止に係る規定を伝える。 ・身体拘束と虐待、虐待と人権侵害の関連性を理解できるように様々な例を出しながら講義を展開する。 	講義
テーマ2 (50分)	○ケアマネジメントの考え方 ・意義、目的、過程 ・居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等との関係性 ・介護予防の目的と視点 ・多職種連携の目的と方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントの過程はPDCAサイクルを用いて解説し、居宅サービス計画関連書式の説明や福祉用具貸与計画等との関連をイメージできるように伝える。 ・介護予防の目的を確認し、予防プランを提示し、理解を深められるようにすることが望ましい。 ・多職種連携は他の科目においても学習することから、非常に重要であることを意識できるように伝える。 	講義
テーマ3 (15分)	○ICFの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ICFの考え方を概説できるように、具体的な事例を用いて説明することが望ましい。 	講義

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
		(例として、同一人物を ICIDH と ICF で比較しながら説明する等)	
まとめ (10分)	介護サービス提供の基本視点の理解 ケアマネジメントの理解	・目的、到達目標の理解度確認の機会とする。	講義

(10) 教材・参考資料

- ・ 厚生労働省「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 高齢者虐待防止 > 高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等)
- ・ 厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(令和5年3月改訂)」 「第三章 養介護施設従事者等による虐待への対応」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00002.html
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 高齢者虐待防止 > 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について)
- ・ アセスメント書式(項目が分かるもの)

 - ふくせん版「福祉用具サービス計画書(基本情報)」
https://www.zfssk.com/sp/1204_monitoring/index.html
(全国福祉用具専門相談員協会 トップページ 介護保険対応 ふくせん版「介護保険サービス計画書」 「モニタリングシート」)
- ・ 居宅サービス計画のサンプル (サービス担当者会議録・提供票などの書式も含む)

 - 介護保険最新情報 Vol.1286(「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について)(令和6年7月4日付け老認発 0704 第1号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001271371.pdf>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護・高齢者福祉分野のトピックス > 介護保険最新情報掲載ページ)
- ・ 介護予防サービス・支援計画書のサンプル

 - (様式例2) 介護予防サービス・支援計画書
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227953.docx>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護報酬 > 令和6年度介護報酬改定について > 令和6年度介護報酬改定に関する通知等の改正 > 基準省令に関する通知(解釈通知等) > その他)
- ・ ICF 事例(各講師が ICF の考え方について説明できる事例を用意することが望ましい)

(11) 確認ポイント

- 人権や尊厳を保持した関わりの重要性については、どのような点に配慮すべきかについて、「例えば〇〇といった関わり方」のように具体的にイメージし、説明できる。
- ケアマネジメントの意義・目的、考え方を理解できている。
- 介護予防・多職種連携の重要性を理解できている。
- 居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性について説明できる。
- ICF の考え方を概ね理解できている。